

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年
大和市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。